

G 7 教育大臣会合富山県委員会の解散

G 7 教育大臣会合富山県委員会会則（以下「会則」という。）第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり本委員会を解散及び残余財産の清算を行う。

1 解散の理由

G 7 富山・金沢教育大臣会合及びその他必要な事業を実施したことで、本委員会の目的が達成されたため。

2 解散年月日

令和 5 年 6 月 30 日(金)

※ 残務処理は、富山県経営管理部に引き継ぐものとする。

3 残余財産

4,455 円

「令和 5 年奥能登地震災害義援金」に寄付する。

解約利息が生じた場合も同様の扱いとする。

会則

(目的)

第 2 条 委員会は、令和 5 年 5 月に富山県富山市および石川県金沢市で開催される G 7 富山・金沢教育大臣会合（以下「大臣会合」という。）が円滑に開催できるよう協力するとともに、富山県内において効果的な関連事業等を実施し、先進的な教育施策や本県が誇る魅力を国内外に広くアピールすることを目的とする。

(解散)

第 13 条 委員会は、事業の目的を達成したとき、総会の議決を経て解散する。

2 委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。